

消防法の一部改正に伴う実施基準策定にかかる経過書

【平成21年】

月日	概 要
5月1日	<p>◎「消防法の一部を改正する法律」の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県で、傷病者の搬送および受入の実施基準（以下「実施基準」という。）を定める。 ・ 実施基準は、医療計画との調和を保つものとする。 ・ 実施基準は、その内容を公表する。 ・ 消防機関は、実施基準を遵守する。 ・ 医療機関は、実施基準を尊重する。 ・ 県は、実施基準策定に関する協議会を組織する。 ・ 協議会は、実施基準に関する必要な事項に意見を述べることができる。
10月30日	◎「消防法の一部を改正する法律」の施行
11月18日	<p>◎「滋賀県メディカルコントロール協議会設置要綱」の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の附属機関として協議会を置く。 ・ 協議会は、部会を置くことができる。

【平成22年】

月日	概 要
2月9日	<p>◎「滋賀県メディカルコントロール協議会（平成21年度第1回）」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の選出、会長代行の指名。 ・ 協議会は、公開で運営されることが了解される。 ・ 協議会の下に「実施基準策定部会」および「メディカルコントロール部会」を置き議論を進めることが了解される。 ・ 部会の委員および専門委員は、会長が指名することで了解される。
5月14日	<p>◎「実施基準策定部会（平成22年度第1回）」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会長の選出。 ・ 実施基準策定における議論の方向性と進め方の検討を行う。 ・ 実施基準策定のスケジュールを示す。
7月9日	<p>◎「実施基準策定部会（平成22年度第2回）」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施基準（案）を示し、議論を行う。 ・ 各地域で、実施基準（案）について議論を行ない医療機関リストの作成を行うことを決定する。
8月～9月	<p>◎「各地域メディカルコントロール協議会」の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施基準（案）への意見の取りまとめを行う。 ・ 医療機関リストの作成を行う。
12月3日	<p>◎「実施基準策定部会（平成22年度第3回）」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域からの実施基準（案）への意見について議論を行う。 ・ 実施基準（案）の修正内容の確認を行う。 ・ 各地域で、医療機関リストの再確認を行うことを決定する。
12月8日 ～22日	<p>◎「医療機関リストの再確認」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域で、医療機関リストの再確認を行う。

【平成23年】

月日	概 要
1月7日	◎「実施基準策定部会（平成22年度第4回）」の開催 ・各地域で再確認後の医療機関リストの提示を行う。 ・実施基準（案）の確定を行う。 ・実施基準策定後の見直しと検証方法の検討を行う。
2月8日	◎「滋賀県メディカルコントロール協議会（平成22年度第1回）」の開催 ・実施基準（案）の審議を行う。 ・メディカルコントロール部会の委員選出について、議論を行う。
【今後の予定】	
2月中	◎「実施基準」の答申 ・滋賀県メディカルコントロール協議会会長より、知事に実施基準の答申を行う。
3月中	◎「実施基準」の決裁 ・実施基準の決裁を得る。
4月1日	◎「実施基準」の施行 ・実施基準の運用を開始する。